



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

- 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（人事課） … 1

### 告 示

- 休猟区の指定（自然保護課） …………… 2
- 指定管理者の指定（平和・男女共同参画課） …………… 2
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の名称の変更の届出（福祉・援護課） …………… 2
- 生活保護法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定（福祉・援護課） …………… 3
- 生活保護法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定（福祉・援護課） …………… 4
- 生活保護法による介護扶助のための介護予防を担当させる機関の指定（福祉・援護課） …………… 4
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出・2件（水産課） …………… 5
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課） …………… 6
- 国道の供用の開始（道路管理課） …………… 7

### 訓 令

- 沖縄県生活保護医療扶助相談・指導員設置規程（福祉・援護課） …………… 7

### 病院事業局事項

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立中部病院） …………… 8

### 労働委員会事項

- 沖縄県労働委員会あつせん員候補者の告示 …………… 10

## 規 則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年11月 2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

### 沖縄県規則第55号

#### 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

沖縄県介護扶助適正化支援員

日額 9,100

を

沖縄県介護扶助適正化支援員

日額 9,100

沖縄県生活保護医療扶助相談・指導員

日額 9,100

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第524号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、休猟区を次のとおり指定した。

平成24年11月2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 名称 伊江
- (2) 区域 伊江村全域
- (3) 存続期間 平成24年11月15日から平成27年11月14日まで
- 2 (1) 名称 与那城
- (2) 区域 うるま市石川東恩納の海岸線と同地域及びうるま市昆布の境界が交わる点を起点として、同所から同境界に沿って進み、同境界と県道75号線の交点を右折し、県道75号線に沿って進み、県道75号線と国道329号の交点を左折し、国道329号に沿って進み、国道329号と県道85号線の交点を左折し、県道85号線に沿って進み、県道85号線と県道227号線とが交わる交点を直進し、沖縄市道泡瀬線に沿って進み、この直進する線と海岸線とが交わる点を左折し、同海岸線に沿って進み、うるま市勝連平敷屋カンナ崎を經由し、海岸線に沿って進み、平安座島及び宮城島の海岸線に沿って進み、起点に至る線に囲まれた一円の区域、中城湾港新港地区全域、藪地島全域、浜比嘉島全域、浮原島全域、津堅島全域、南浮原島全域及び伊計島全域
- (3) 存続期間 平成24年11月15日から平成27年11月14日まで
- 3 (1) 名称 多良間
- (2) 区域 多良間村全域
- (3) 存続期間 平成24年11月15日から平成27年11月14日まで

沖縄県告示第525号

沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第41号）第6条の規定により、沖縄県男女共同参画センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年11月2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 指定管理者となる団体  
 沖縄県男女共同参画センター管理運営団体  
 代表者 株式会社かりゆしエンターテイメント 那覇市泉崎1丁目14番6号  
 財団法人おきなわ女性財団 那覇市西3丁目11番1号
- 2 指定の期間 平成24年12月1日から平成27年3月31日まで

沖縄県告示第526号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり名称を変更した旨の届出があった。

平成24年11月2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
-----------	------------	-----	-----	-------

ツクイ沖縄浦西	浦添市西原五丁目4番3号	ツクイ浦西	ツクイ沖縄浦西	平成24年8月1日
介護老人保健施設もとぶふくぎの里	本部町字石川988番地	介護老人保健施設ノーブルエミナス	介護老人保健施設もとぶふくぎの里	平成24年9月1日

沖縄県告示第527号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年11月2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
ケアステーションゆうらく	豊見城市字豊見城1007番地24	平成24年9月1日
ケアサービスえがお訪問介護事業所	宮古島市伊良部字佐和田1501番地	平成24年9月1日
訪問介護サービスかなさ	浦添市伊祖四丁目18番2号	平成24年9月19日
訪問介護日廻り	名護市港二丁目7番1号	平成24年9月20日
ケアネットひかり	与那原町字与那原1145番地2	平成24年9月22日
ヘルパーステーションあたらす	浦添市宮城六丁目1番9号	平成24年9月24日
ヘルパーステーションHOPE	豊見城市字上田315番地1 1F	平成24年10月1日

2 訪問リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
きなクリニック	那覇市首里儀保町1丁目26番地3	平成24年8月1日

3 居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
コジャ薬局	宮古島市平良字下里556番地	平成24年8月1日
吉原東洋薬局宮城店	浦添市宮城六丁目1番15-1号	平成24年9月13日

4 通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
デイサービス竹園	沖縄市諸見里三丁目41番36号	平成24年9月1日
デイサービスかーさ	西原町字棚原290番地の4	平成24年9月1日
機能訓練型デイサービスジョイリハうるま	うるま市字安慶名508番地コーポYONAHIA1 101号室	平成24年10月1日
居宅介護支援事業所エーアンドエス	うるま市字具志川1931番地	平成24年10月1日
デイサービス一歩胡屋	沖縄市胡屋五丁目19番16号	平成24年10月1日

デイサービスデルソール	沖縄市泡瀬四丁目48番8号泡瀬比嘉店舗1F	平成24年10月1日
アイズデイサービスプラザ	浦添市字経塚774番地2モンゴメリーハウス1階	平成24年10月1日
デイサービスゆいはま	那覇市若狭3丁目3番17号	平成24年10月1日

5 特定施設入居者生活介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
介護付有料老人ホームハウス竹園	沖縄市諸見里三丁目41番36号3階	平成24年10月1日

6 小規模多機能型居宅介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
東雲の丘指定小規模多機能型居宅介護事業所	南城市大里字大城1392番地	平成24年7月1日

沖縄県告示第528号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年11月2日

沖縄県知事 仲井眞弘多

居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
ケアステーションゆうらく	豊見城市字豊見城1007番地24	平成24年9月1日
アイズケアプランサポート	浦添市字経塚774番地2モンゴメリーハウス1階	平成24年10月1日

沖縄県告示第529号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年11月2日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 介護予防訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
ケアステーションゆうらく	豊見城市字豊見城1007番地24	平成24年9月1日
ケアサービスえがお訪問介護事業所	宮古島市伊良部字佐和田1501番地	平成24年9月1日
訪問介護サービスかなさ	浦添市伊祖四丁目18番2号	平成24年9月19日
訪問介護日廻り	名護市港二丁目7番1号	平成24年9月20日
ケアネットひかり	与那原町字与那原1145番地2	平成24年9月22日
ヘルパーステーションあたらす	浦添市宮城六丁目1番9号	平成24年9月24日

ヘルパーステーションHOPE	豊見城市字上田315番地1 1F	平成24年10月1日
----------------	------------------	------------

## 2 介護予防訪問リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
きなクリニック	那覇市首里儀保町1丁目26番3号	平成24年8月1日

## 3 介護予防居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
吉原東洋薬局宮城店	浦添市宮城六丁目1番15-1号	平成24年9月13日

## 4 介護予防通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
デイサービス竹園	沖縄市諸見里三丁目41番36号	平成24年9月1日
デイサービスカーさ	西原町字棚原290番地の4	平成24年9月1日
機能訓練型デイサービスジョイリハうるま	うるま市字安慶名508番地コーポYONAH A 1 101号室	平成24年10月1日
居宅介護支援事業所エーアンドエス	うるま市字具志川1931番地	平成24年10月1日
デイサービス デルソール	沖縄市泡瀬四丁目48番8号泡瀬比嘉店舗1F	平成24年10月1日
アイズデイサービスプラザ	浦添市字経塚774番地2モンゴメリーハウス1階	平成24年10月1日
デイサービスゆいはま	那覇市若狭3丁目3番17号	平成24年10月1日

## 5 介護予防短期入所生活介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
陽明園指定短期入所生活介護事業所	北谷町字吉原265番地	平成24年9月1日

## 6 介護予防特定施設入居者生活介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
介護付有料老人ホームハウス竹園	沖縄市諸見里三丁目41番36号3階	平成24年10月1日

## 7 介護予防小規模多機能型居宅介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
東雲の丘指定小規模多機能型居宅介護事業所	南城市大里字大城1392番地	平成24年7月1日

## 沖縄県告示第530号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成24年11月2日から同月16日まで名護漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成24年11月 2日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 発起人の住所及び氏名 名護市大中三丁目 2 番16号當眞第一アパート302号 諸喜田博、名護市大西一丁目19番 2 号 玉城美喜雄
- 2 加入区 名護加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称 名護漁業協同組合

沖繩県告示第531号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成24年11月 2 日から同月16日まで池間漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成24年11月 2日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 発起人の住所及び氏名 宮古島市平良字前里97番地 勝連宗明、宮古島市平良字前里154番地 2 前泊清繁
- 2 加入区 池間加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称 池間漁業協同組合

沖繩県告示第532号

沖繩県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖繩県条例第72号）第11条第 5 項の規定により、次のとおり沖繩県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成24年11月 2日

沖繩県文化観光スポーツ部長 平 田 大 一

- 1 施設の名称 沖繩県立博物館・美術館
- 2 指定管理者  
文化の杜共同企業体  
代表者 那覇市おもろまち 1 丁目 3 番31号 株式会社沖繩文化の杜  
那覇市おもろまち 1 丁目 3 番31号 株式会社沖繩タイムス社  
浦添市勢理客三丁目 9 番11号 株式会社国際ビル産業
- 3 観覧料を承認した期間 平成24年12月 7 日から平成25年 1 月20日まで
- 4 観覧料の額  
企画展「大山盛保 生誕100年記念 発見への情熱」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	300円	240円
	大学生及び高校生	200円	160円
	中学生及び小学生	100円	80円

備考

- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

## 沖縄県告示第533号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成24年11月2日から同月16日まで一般の縦覧に供する。

平成24年11月2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 路線名 507号
- 2 供用開始の区間 南風原町字津嘉山84番2から那覇市字仲井真233番2まで
- 3 供用開始の期日 平成24年11月3日

---

**訓 令**

---

## 沖縄県訓令第47号

福 祉 保 健 部

沖縄県生活保護医療扶助相談・指導員設置規程を次のように定める。

平成24年11月2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**沖縄県生活保護医療扶助相談・指導員設置規程**

（設置）

**第1条** 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく医療扶助の適正化に関する事務を適正かつ円滑に行うため、沖縄県北部福祉保健所、沖縄県中部福祉保健所及び沖縄県南部福祉保健所に沖縄県生活保護医療扶助相談・指導員（以下「医療扶助相談・指導員」という。）を設置する。

（身分）

**第2条** 医療扶助相談・指導員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

（職務）

**第3条** 医療扶助相談・指導員は、沖縄県北部福祉保健所、沖縄県中部福祉保健所又は沖縄県南部福祉保健所の長（以下「所長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 後発医薬品（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第20条第2号ニに規定する後発医薬品をいう。以下この条において同じ。）の使用促進について、被保護者（法第6条第1項に規定する被保護者をいう。以下この条において同じ。）及び医療機関（法第49条に規定する医療機関をいう。）に対して周知及び協力依頼を行うこと。
- (2) 被保護者の後発医薬品使用状況の確認に関すること。
- (3) 被保護者が後発医薬品を使用するに当たっての指導及び助言に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、所長が必要と認める事項に関すること。

（委嘱及び委嘱期間）

**第4条** 医療扶助相談・指導員は、医療扶助の適正化に関する事務について十分な知識を有し、かつ、前条に規定する職務を行うのに必要な能力を有するもののうちから知事が委嘱する。

2 医療扶助相談・指導員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、福祉保健部福祉保健企画課長は、総務部行政改革推進課長と協議するものとする。

（報酬等）

**第5条** 医療扶助相談・指導員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

（勤務条件）

**第6条** 医療扶助相談・指導員の勤務場所は、沖縄県北部福祉保健所、沖縄県中部福祉保健所又は沖縄県南

部福祉保健所とする。

- 2 医療扶助相談・指導員の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、所長が別に定める。
- 3 医療扶助相談・指導員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

（服務）

**第7条** 医療扶助相談・指導員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 医療扶助相談・指導員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 医療扶助相談・指導員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 4 医療扶助相談・指導員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

（解嘱）

**第8条** 知事は、医療扶助相談・指導員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 医療扶助相談・指導員として不相当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

（補則）

**第9条** この訓令に定めるもののほか、医療扶助相談・指導員に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年11月2日から施行する。

## 病院事業局事項

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成24年11月2日

沖縄県立中部病院長 宮 城 良 充

### 1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 乳房撮影装置 1式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 平成25年2月28日（木曜日）
- (4) 納入の場所 沖縄県立中部病院 沖縄県うるま市宇宮里281番地

### 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加者名簿に登録された者であること。
- (2) 購入物品又はこれと類似する物に係る製造実績又は販売実績を有する者であること。
- (3) 購入物品に重大な障害が発生した場合において、障害に対応できる技術者が沖縄県内に常駐しており、かつ、24時間以内に技術者を派遣して対応できる者であること。

### 3 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成24年11月5日（月曜日）から同月15日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで



- (2) 場所 沖縄県立中部病院総務課 〒904-2293 うるま市字宮里281番地 電話番号098-973-4111
- 4 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 平成24年12月13日（木曜日）午後2時
- (2) 場所 沖縄県立中部病院2階会議室
- 5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時まで4(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 6 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 7 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成24年11月5日（月曜日）から同月15日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県立中部病院総務課 〒904-2293 うるま市字宮里281番地 電話番号098-973-4111
- 8 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県立中部病院総務課
- (2) 所在地 〒904-2293 うるま市字宮里281番地
- 10 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 11 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時まで4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
- ア 期限 平成24年12月12日（水曜日）午後5時
- イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立中部病院総務課に提出すること。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
- ア 日時 平成24年11月16日（金曜日）午後2時
- イ 場所 沖縄県立中部病院2階会議室 〒904-2293 うるま市字宮里281番地
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

- (1) ITEMS TO BE PURCHASED AND QUANTITY  
X-ray mammography system 1 set
- (2) DELIVERY DEADLINE  
February 28, 2013
- (3) BIDDING EXPLANATION MEETING  
2:00 p.m. November 16, 2012
- (4) DATE FOR BIDS  
2:00 p.m. December 13, 2012
- (5) CONTACT  
Administration Division Okinawa Prefectural Chubu hospital  
281 Miyazato, Uruma City, Okinawa, 904-2293, Japan  
Telephone 098-973-4111

労 働 委 員 会 事 項

沖縄県労働委員会告示第2号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、沖縄県労働委員会あっせん員候補者を次のとおり告示する。

平成24年11月2日

沖縄県労働委員会

会長 藤 田 広 美

氏 名	現 職	関 歴	委嘱年月日
藤田広美	沖縄県労働委員会公益委員 弁護士 琉球大学大学院法務研究科教授	東京地方裁判所判事	平成23年12月15日
春田吉備彦	沖縄県労働委員会公益委員 沖縄大学法経学部教授	沖縄大学法経学部助教授	平成23年12月15日
宮城和博	沖縄県労働委員会公益委員 弁護士	中央大学法学部臨時講師	平成23年12月15日
宮里節子	沖縄県労働委員会公益委員 琉球大学法文学部准教授	琉球大学法文学部講師	平成23年12月15日
宮尾尚子	沖縄県労働委員会公益委員 弁護士	那覇家庭裁判所判事	平成23年12月15日
稲福史	沖縄県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会沖縄県連合会 副事務局長	琉球ジャスコ労働組合中央 執行委員長	平成23年12月15日
喜屋武秀行	沖縄県労働委員会労働者委員 沖縄国家公務員労働組合顧問	沖縄開発庁沖縄総合事務局 運輸部職員	平成23年12月15日
川平朝之	沖縄県労働委員会労働者委員 航空連合沖縄副会長	沖縄地方航空同盟副会長	平成23年12月15日
砂川安弘	沖縄県労働委員会労働者委員 情報産業労働組合連合会沖縄県協議 会議長	情報産業労働組合連合会沖 縄県協議会幹事	平成24年10月18日
益田原辰彦	沖縄県労働委員会労働者委員	沖縄電力関連産業労働組合	平成23年12月15日

	沖縄電力関連産業労働組合総連合会 長	総連合事務局長	
又吉民人	沖縄県労働委員会使用者委員 社団法人沖縄県経営者協会専務理事	社団法人沖縄県経営者協会 事務局次長	平成23年12月15日
仲程通次	沖縄県労働委員会使用者委員 内外運輸株式会社代表取締役会長	大和自動車工業株式会社取 締役会長	平成23年12月15日
石川清勇	沖縄県労働委員会使用者委員 沖縄電力株式会社常任監査役	沖縄電力株式会社代表取締 役副社長	平成23年12月15日
饒波正博	沖縄県労働委員会使用者委員 ザ・テラスホテルズ株式会社業務本 部ディレクター	ザ・テラスホテルズ株式会 社総務人事本部統括マネー ジャー	平成23年12月15日
石川眞一	沖縄県労働委員会使用者委員 株式会社琉球銀行常務取締役	株式会社琉球銀行取締役人 事部長	平成23年12月15日
平良宗秀	沖縄県労働委員会事務局長	沖縄県知事公室基地防災統 括監	平成22年4月8日
新垣盛勝	沖縄県労働委員会事務局調整審査課 長	沖縄県文化環境部文化振興 課長	平成23年4月14日
玉城覚	沖縄県労働委員会事務局調整審査課 審査監	沖縄県土木建築部土木企画 課副参事	平成23年4月14日

発 行 所  
沖 縄 県 総 務 部  
総 務 私 学 課  
電 話 098-866-2074

印 刷 所 有 限 会 社 金 城 印 刷  
〒901-0305 糸 満 市 西 崎 町 五 丁 目 9 番 16 号